

広島県告示第六百五十六号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第三十四号。以下「令」という。）第五条第三項（令第六条及び第七条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令第五条第一項及び第五項並びに第七条第一項から第三項までの規定による公表の方法を次のとおり定める。

令和七年六月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 閲覧所を設けて閲覧に供する方法

建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規則（平成十三年広島県規則第六十七号）第四条に規定する建設工事入札契約情報閲覧所において公表する。

二 インターネットを利用して閲覧に供する方法

次の事項について、広島県ホームページ（<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/>）及び広島県の調達情報ホームページ（<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>）において公表する。

- 1 発注見通しに関する事項
 - 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿
 - 3 指名競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿
 - 4 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準
 - 5 低入札価格調査の要領
 - 6 工事の監督及び検査に関する基準
 - 7 工事の成績の評定要領
 - 8 談合情報を得た場合の取扱要領
 - 9 施工体制の把握のための要領
 - 10 入札に係る次に掲げる事項
 - (一) 入札者の商号又は名称及び入札金額
 - (二) 落札者の商号又は名称及び落札金額
 - (三) 最低制限価格未満の価格をもって申込みをした者の商号又は名称
 - (四) 予定価格
 - (五) 最低制限価格及び低入札価格調査基準価格
 - 11 契約に係る次に掲げる事項
 - (一) 契約の相手方の商号又は名称及び住所
 - (二) 工事の名称、場所、種別及び概要
 - (三) 工事着手の時期及び工事完成の時期
- (四) 契約金額